

別紙

諮問第986号

答 申

1 審査会の結論

「東京地方裁判所判決書（口頭弁論終結日平成27年〇月〇日）」の開示請求について一部開示とした決定において、別表2に掲げる部分は非開示が妥当であるが、その他の部分は開示すべきである。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った「東京地方裁判所平成27年〇月〇日判決（平成〇年（〇）第〇〇号：〇〇事件）に係る判決文」の開示請求に対し、東京都知事が平成27年11月26日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 本件処分は、対象公文書のうち全部開示ないし部分開示が可能な部分の大半を非開示とし、かつ、通知書を開示文書に照らし合わせても対象公文書のどの部分がどのような理由で非開示とされたのかが明確でなく、不服申立てを著しく困難にするものである。

また、原告が日本国憲法82条1項に定める公開の法廷で陳述した内容を「訴訟事件の特定がなされる可能性が高い」などとでたらめを述べ（この理屈が正しければ、現状、裁判所や税務大学校で行われている裁判例の公開はそのほとんどが問題となる。）、処分の内容に恣意性があることや理由の提示に虚偽が多数含まれることが明

白である。

よって、本件処分はその実体及び手続の双方に重大な違法があるものであり、条例8条1項及び2項、11条1項、13条1項並びに東京都行政手続条例8条に違反し、なおかつ違反の態様が理由の差替えによって治癒しない程度の重大なものであるため、処分の全体が違法なものとして取り消されるべきである。

イ 理由説明書に対する反論

処分の内容については、処分庁においては非開示とした部分のすべてについて具体的にその内容につき主張立証が可能となっている必要があり、一部でも欠けることがあればその処分は当然に全体が違法となる（東京高等裁判所平成17年10月20日判決・判例集未登載及び同判決が引用する最高裁判所第三小法廷平成6年2月8日判決・最高裁判所民事判例集48巻2号255頁。なお定塚誠編著「行政関係訴訟の実務」（商事法務、2015年）47参照）。以上を念頭に、以下、処分庁の理由説明が説明として成立しないことを明らかにしていく。

ウ 非開示情報の個別的検討について

（ア）事件番号、判決言渡日、裁判所支部名、裁判官名及び書記官名について

理由説明書の別紙1頁8行目以下では「事件を特定し、又は事件の特定がなされる可能性が高い情報であって、公にすることにより受訴裁判所の訴訟記録と照合することで、特定の個人を識別することができる」と述べる。

訴訟記録が公にされる場合、その個人識別情報は条例7条2号ただし書イに該当するものであるから、条例の理念及び文理に即して考えれば、判決書は当然にその全部が開示されなければならない（そして、この見解を支持した判例（東京高等裁判所平成22年10月6日判決・判例集未登載（確定））や実際にこのように解して開示を行う自治体も存在する。）。

しかし、高松高等裁判所平成18年4月24日判決・判例地方自治288号12頁（以下「高松高裁平成18年判決」という。）や東京高等裁判所平成23年7月14日判決・訟務月報58巻110号3538頁はこのように解しておらず、処分庁も開示を否定していることから、一般に訴訟記録は公にされない情報と仮定してよいようである。

(イ) 高松高裁平成18年判決の記述に沿って訴訟記録閲覧の手続きをまとめると、まず訴訟記録の閲覧・謄写・複製（ただし、当事者等以外に認められるのは閲覧のみであるため、以下は閲覧に限定して話を進める。）は裁判所に行けば自由に認められるものではなく、最高裁判所総務局長通達「訴訟記録の閲覧について」により行われるものとされ、定められた様式により裁判所書記官に申請しなければならない。通達は法令ではないが、この申請書によらなければ閲覧はできないという運用である。

請求対象文書は行政事件なので、申請に際しては別紙様式第1を用いることとなり、様式を見れば書くべき事項と書かなくてよい事項が判断できる。

申請書には当事者双方の氏名、事件番号、閲覧の目的、申請者の身分・住所・氏名等の記載が必要であるが判決年月日や事件名、事件の内容を書く欄はないため判決年月日を用いて閲覧を申請することにより事件を特定できるとする処分庁の主張は、この様式で判断する限りにおいて誤りであるといえる。

また、事件の当事者の記載について刑事事件・少年事件・医療観察事件の場合は閲覧・謄写票の記入の要領において「事務に支障のない場合には、このうちのいずれかを記入すれば足りる。」とのただし書があるのに対し民事事件にはこのようないしは書がない。

すなわち、閲覧に際しては事件番号、原告名及び被告名のすべてを特定する必要がある、執務に支障のある場合（民事訴訟法91条5項）や権利の濫用と認められる場合は、閲覧申請を拒否することも可能と思われる。

(ウ) 訴訟記録との照合可能性について

まず、判決年月日は公にされるものではないが、特定の事件を識別できる情報でもない。判決当日に裁判所に置かれる開廷表は公にされるものと解されないとするのが判例であるが（東京地方裁判所平成22年1月13日判決・裁判所ウェブサイト）判決言渡日には複数の判決が言い渡されること、他の事件も多数行われることから通常判決年月日を用いて一般人が事件を特定することは不可能と考えられる。

また、裁判官・書記官は一時に多数の事件を受け持つことが通例であるから、これらの情報のみで事件を特定することは不可能である。担当部名についても同

様である。

次に、裁判官名等と照合すべき「他の情報」については、特別な調査をすれば入手し得るかもしれないような情報について通例は「他の情報」に含めて考える必要はなく、本件については判決当日に裁判所で開廷表を閲覧することによって得られる情報等がこれに該当しよう。

そこで、照合により事件を特定できる「他の情報」とは訴訟記録に眼られるようである。この場合、上記で「他の情報」とされる訴訟記録が図書館の資料や登記簿の如く一般に公にされていることが前提となる。訴訟記録が一般に公にされる情報でない場合、文書の情報と訴訟記録を照合することは不可能であり特定がされていない場合に特定を行う際、通常は特定できるまで多数の訴訟記録を見る必要があるはずだからである。

ところが、訴訟記録は一般に公開されておらず、また、事件を特定しなければ閲覧することさえできないため照合は不可能である。訴訟記録は照合可能な「他の情報」ではない。

以上より、処分庁の説明は前提において記録が公開されないものとしつつ理由において記録が公開されるものとした矛盾があり、これらを非開示情報とする主張には理由がない。

(エ) 国税庁ホームページに掲載された税務訴訟資料には国税に関する判決が網羅的に掲載されており、そのすべてにこれらの情報が掲載されている。

処分庁は、東京都で同様のことを行った場合に国（国税庁）や他の地方公共団体の開示とどのような違いが発生し、どのような問題や不都合が生じるのか、また他の機関と全く違う処分の内容が司法の場でどのように適法と説明できるのか、最低限、事実をもって異議申立人に理解できるように説明しなければならない。

しかし、理由説明書の説明はただ自説に固執するのみで、事実及び実態に即した説明ではない。

(オ) 原告の主張について

個人の権利利益を侵害するおそれがあるのかは全く読むことができない。

他の情報を見るに、そのような記述はどこにも見られないようである。原告は

裁判において特異な振る舞いをしているのではなく、その内容から個人の権利利益を侵害するおそれという要素は見られない。

なお、処分庁の主張が正しいと仮定した場合、本意見書における異議申立人の主張についても公にすることにより異議申立人の権利利益を害するおそれがあるものとなることから、貴審査会答申を不特定多数の者に開示することは条例7条2号の非開示情報を開示することになり許されないはずである（情報公開条例における非開示情報を開示した違法を認定した判例として名古屋高等裁判所平成20年5月13日判決・判例地方自治314号14頁参照）。

(カ) 第三債務者名について

第三債務者名は非開示が妥当な情報だが裁判所及び判例データベース業者が知っていることから、条例7条6号には該当しない。

(キ) 原告の税務情報について

通常、これらは条例8条1項及び2項により開示が可能な情報と解される。

なお、原告の権利利益を侵害するという場合は、非開示情報を非開示とした上で一部開示を行った場合にどのように権利利益が侵害されるのか、その内容について主張立証することが必要である（請求対象文書は東京都立中央図書館が所蔵する複数の判例データベースに収録されていることから処分庁の主張が正しければ実際に図書館利用者等により権利利益の侵害が行われていることが推認でき、非開示情報の内容を教示することなく具体的な主張立証も可能なはずである。）。

(ク) 差押財産内容について

原告と処分庁及び第三債務者のほか、裁判所及び判例データベース業者が知る情報であることから、条例7条6号には明らかに該当しない。

別紙から見ると、この内容には原告の第三債務者名、支店名及び口座番号が含まれているようであり、これらは条例7条2号により非開示情報となる（ただし、日本語の解釈及び開示の態様を踏まえれば「差押財産内容」からこれらの非開示情報を読むことはできない。）。

しかし、それ以外については非開示情報から区分することにより条例8条1項

及び2項による開示が可能である。

なお、日本語による適切な非開示情報の特定及びヴォーン・インデックスの作成が行われなかったことにより、他の情報を用いなければ異議申立人の側から上記非開示情報の識別ができなかったことは大変に遺憾である。また、このことから、本件処分における理由の提示がその趣旨・目的に反し違法であることを読むことができる。

エ 異議申立人の主張に対する見解について

(ア) 判決年月日及び事件番号について

異議申立人は、訴訟記録のうち判決書を閲覧しているので、処分庁の主張は失当である。なお、事件が特定できる情報としては前述の最高裁通達から「事件番号・原告・被告」の全部が揃うことが条件である。

処分庁は、「事件が特定できる情報を提示できれば裁判所の閲覧謄写室にて、訴訟記録を閲覧することが可能」などと述べるが、判決年月日は実体として事件を特定できる情報ではなく、その他の一部のみを特定しても事件を特定したことにはならず、裁判所の通達及び運用にも沿っていないことから、全くの嘘であることがわかる。

処分庁に裁判所の記録閲覧室を自分の目で見て実際に記録を閲覧した吏員が一人でもいるのだろうか。

さらに、判決年月日による検索すらも否定するのであれば処分庁は実務において必要不可欠な「判例」を今後一切使ってはならないことになる。

加えて、税務訴訟資料では判決年月日及び事件名の公開が網羅的にされているところ、処分庁の論理によれば判決年月日又は事件名の掲載により訴訟記録の閲覧が可能になり、個人及び法人の権利を侵害するというのである。

ならば、このような掲載が多数行われた事例においては、実際に権利の侵害が行われてトラブルとなった事例を列挙することもまた可能なはずであるが、処分庁の説明はこれに答えるものではなく、条例7条各号に該当するという処分庁の主張は妥当性を欠く。

(イ) 条例8条について

処分庁の条例8条2項の解釈については概ねこのとおりであると考える。

しかし、その適用については同項により開示できる部分を非開示とした違法ないし不当が明白である。

異議申立人の知る限り、実はここまで個人情報の少ない徴収事件の判決文も珍しい。文書中の情報の一部は条例の運用として開示すべきでないものも含まれようが、残りは開示が可能なのである。

条例7条2号に示される「おそれ」の判断につき要件裁量の余地はある。

しかし、条例8条1項及び2項の適用に際し開示できる情報を非開示情報に含まれるとみなして開示しないという効果裁量が働くことは条文上否定されており、またおそれを必要以上に拡大解釈すれば、それは裁量権の逸脱・濫用により違法とされる。本件において裁量が行使されたのであれば、それは明白に裁量権の逸脱・濫用である。

処分庁は、都立図書館でも閲覧できる文書のどこがどのように個人の権利利益を侵害するのかについて主張立証が可能であるはずだが理由説明書においては条例7条2号及び6号の語句をなぞるのみであり、説得力のある説明はなされていない。

オ 判決文の公開状況について

処分庁は、条例に基づく処分の結果として、このような極端な非開示は当然に適法であると述べる。

この主張は旧条例の下で東京都知事が被告・上告人となった最高裁判所第一小法廷平成4年12月10日判決・判例時報1453号116頁の上告理由と似ている。同号118頁以下を読むに旧条例の下で敗訴した上告代理人の主張の根底は、まさに本件の理由説明における思想そのものである。すなわち、我々の情報公開条例は他の行政関係法令とは全く違う特異なものであり、あるべき解釈及び運用が違う。

しかし、司法は行政法の法理を重んじ処分庁の主張を認めなかったのである。

同じく司法が違法と断じた事件として、最近では最高裁判所第二小法廷平成27年11月6日判決・最高裁判所民事判例集69巻7号1796頁や最高裁判所第二小法廷平成23年3月25日判決・判例時報2112号30頁などがあるが、敗訴から学ぶべき教訓はないのか。

本件処分が、条例の下に成り立つことは当然である。しかし、処分庁は本件処分が条例によるべきことを主張しつつ、実際には条例の趣旨・目的及び文理のいずれをも無視した超法規的処分又は他で通用しない独自の法解釈に基づく処分を行っており、過去の判例や各自治体の情報公開審査会の答申例等に照らしてもその運用が社会通念上認められるとは考えがたい。

また、情報公開条例の構造が似ていれば自治体ごとに運用に差があっても開示の態様は当然に類似するものであり、一機関のみが極端な、あるいは判例や先例に反する非開示処分、条例3条前段に反し開示請求権者の権利を踏みにじる横暴な処分を行えば、司法の場においてそれが違法とされる確率もまた高くなることは当たり前ではないか。

カ 本件処分の違法性について

条例の解釈に際しては条例の趣旨・目的を踏まえて、その内容を正しく理解することが大切である。

条例は、前文及び1条でその理念及び目的を定め、3条でその解釈基準を定める。これを読むに要は、請求にかかる文書は原則としてその全部が開示されなければならないことになる。

また、実施機関は第三者の権利保護に十全を尽くすと同時に異議申立人の開示請求の権利を最大限尊重するように条例を解釈運用する義務を負うのである。

非開示規定は全部開示の例外であり、一部開示規定は例外の例外である。

そして、条例7条及び8条1項はともに「開示しなければならない。」と定め、効果裁量の余地を認めていないことから条例の趣旨・目的を踏まえて条例を読めば、実施機関は非開示情報を含む文書であっても、開示できる部分は一部開示の規定により非開示部分を最小限に絞り込むことで、最大限の開示を行う義務を負うと解されるのである。

また、本件処分は申請に対する拒否の処分であることから条例11条1項及び2項、13条1項及び東京都行政手続条例8条の規定に基づき、理由の提示が求められる。

そして、処分において理由の提示が求められる趣旨・目的は「①行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意性を抑制するとともに、②処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えることを趣旨・目的とする」とされる。

故に、条例13条1項後段にもあるとおり、処分には異議申立人が書面の記載自体から理解できる程度の具体的かつ合理的な根拠・理由が提示されなければならない。

キ 条例の解釈及び運用を誤った違法

本件処分においては非開示とされた部分が多い上、その部分と非開示事項及び非開示理由の対応が異議申立人に全く理解できない程度のものであるほか、提示された理由には異議申立人の了知できる部分だけでも多数の非開示部分の特定漏れ、あるいは過剰な非開示が含まれる。

非開示情報の特定の不備のみに絞って見ても本件処分においては、非開示理由のいずれにも該当しない情報が多数非開示とされている。日本語の解釈として、それらがすべて原告の主張や原告の税務情報に含まれると解することはできない。

事件名の一部が非開示とされているが、事件名は原告の主張でも税務情報でもない上、非開示を違法とする判例もある（東京高等裁判所平成23年7月14日判決・訟務月報58巻10号3538頁）。本件においても非開示とすべき要素は見当たらない。

1頁11行目で非開示とされた「都税滞納処分吏員」を原告の主張や税務情報と解することは日本語の解釈として不可能である。

主文は裁判所の判断であるから原告の主張と読むことは不可能である。

請求の趣旨に記載された事項を「原告の主張」と読むことは日本語の解釈として理解可能とはいえない。

「税務情報」とするのであれば、その部分を区分して非開示とすることが必要であり本件処分ではその区分を怠った違法がある。

請求の3は慰謝料の請求であるから、税務情報とは何の関係もない。

また「を支払え。」の文字列が他の部分と一体不可分な非開示情報となるわけがない。

このような非開示部分の特定漏れによる非開示が延々と続くが、その全てに反論することは不可能である。

非開示情報として特定がなされていない事項については開示されなければならないのであり、非開示とされない事項が開示されなかった本件処分には取り消すべき重大な違法がある。

ク 実体として開示できる情報を開示しなかった違法

請求対象文書である判決文については、複数のデータベースに収録済みであり、これは東京都立中央図書館で閲覧することができる。よって、処分庁は非開示事項の説明に際し、開示するとどのようなおそれが生じるのか具体例をもって異議申立人に提示することが可能となっており、それができなければその情報は当然に開示されるべきである。

しかし、その主張内容は条例の趣旨・目的や文理を踏まえぬ独自の空理空論の繰り返しにとどまっている。

ケ 非開示部分を縮小する決定は認められない

以上のような状況下では異議申立人は非開示部分について意を尽くした反論ができず、仮に貴審査会において原処分妥当とする答申はもとより原処分の変更を是とする答申が行われた場合でも、異議申立人は違法を裁判でしか争うことができず、個別の非開示部分の不当を訴える機会は永久に奪われることとなる。

このような処分が行われた場合、軽微なものであれば非開示部分の特定や理由の提示に違法があっても全部の取消しを求めずに争うことも可能であるが、本件処分はその違法性が客観的に見て重大であり、異議申立人が効果的、効率的に争えると認められるものではない。

よって、異議申立てに対して非開示部分を縮小する変更決定により対応することは許されないことになる。

3 審査請求書に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 非開示情報の個別的検討について

ア 事件番号、判決言渡日、裁判所支部名、裁判官名及び書記官名について

判決文記載の事件番号、判決言渡日、裁判所支部名、裁判官名及び書記官名については、事件を特定し、又は事件の特定がなされる可能性が高い情報であって、公にすることにより、受訴裁判所の訴訟記録と照合することで、特定の個人を識別す

ることができるため、条例7条2号に該当し、非開示と判断した。

なお、同条同号ただし書イの該当の可否であるが、民事訴訟法に基づく訴訟記録の閲覧制度と都の条例に基づく公文書の開示制度とでは、制度理念が異なるため、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能であることを以て、判決文に記載された個人情報、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは言えず、同条同号のただし書イには該当しないと判断する。

イ 原告の所在地及び氏名について

判決文記載の原告の所在地及び氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であり、条例7条2号に該当するため、開示の余地はないと判断した。同条同号ただし書イの該当の可否については前述のとおりである。

ウ 原告の主張について

原処分において、判決文に記載された訴訟における原告の主張にあたる記載箇所については、事件を特定し、又は事件の特定がなされる可能性が高い情報であって、公にすることにより特定の個人を識別することができる判断したが、非開示条号に訂正はないが、仮に特定の個人が識別できないとしても、公にすることで、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

エ 第三債務者名について

判決文記載の第三債務者については、都が税務調査において取得した情報であり、納税者及び第三債務者しか知り得ないものである。

当該情報を公にすることで、納税者及び税務調査先である第三債務者との信頼関係が損なわれ、今後の調査協力を得られなくなるなど、徴収事務の適正執行に支障をきたす恐れがあるものと判断し、条例7条6号に該当し、非開示とした。

オ 原告の税務情報について

判決文、差押債権目録（別紙1）及び督促状発付日等一覧（別紙2）に記載された原告の納税状況が読み取れる情報等の税務情報については当該情報のみでは特定の個人を識別することはできないが、公にすることで、なお個人の権利利益を害

するおそれがあるものと認められるため、条例7条2号に該当し、非開示と判断した。同条同号ただし書イの該当の可否については前述のとおりである。

カ 差押財産内容について

差押債権目録（別紙1）に記載された差押財産内容については、都が税務調査において取得した情報であり、納税者及び第三債務者しか知り得ないものである。当該情報を公にすることで、納税者及び税務調査先である第三債務者との信頼関係が損なわれ、今後の調査協力を得られなくなるなど、徴収事務の適正執行に支障をきたす恐れがあるものと判断し、条例7条6号に該当し、非開示とした。

（2）異議申立人の主張に対する見解について

ア 判決年月日及び事件番号について

異議申立人は、判決年月日及び事件番号について、これらを公開することにより、どのように原告名を特定できるのかを現況に即して開示すべきと主張しているが、事件が特定できる情報を提示できれば裁判所の閲覧謄写室にて、ある特定の事件についての訴訟記録を閲覧することが可能である。事件が特定できる情報としては、事件番号又は原告・被告両名称が挙げられる。よって、事件番号を開示することで受訴裁判所にある訴訟記録から原告の名称を特定することが可能である。

また、判決年月日をキーにして、ウェブサイト上の判例データベースにおいて判決文の検索が可能であり、検索の結果、当該事件の事件番号がウェブサイト上に掲載されるため、事件番号を開示した場合と同様のことがいえる。

以上のとおり、判決年月日及び事件番号については、公にすることにより特定の個人を識別することができるため、条例7条2号に該当するので、非開示とされるべき事項にあたる。

イ 条例8条について

異議申立人は、対象公文書のうち全部開示ないし部分開示が可能な部分の大半を非開示としていると主張する。

条例8条は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合に、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くこと

により、当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該公文書の全体を非開示とするのではなく、非開示情報に係る部分を削除し、当該非開示情報に係る部分以外の部分について公文書の開示をすることを定めている。

第2項では、氏名、住所等の個人識別性のある部分を除くことにより、公にしても個人の正当な権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。

本件の場合、判決文に係る訴訟の原告が個人であり、当該個人が訴訟提起をするに至るまでの個別的事情等が記載された箇所については、個人識別情報とまでは言えないが、仮に特定の個人が識別できないとしても、公にすれば、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報である。そのため、個人の氏名、住所等の個人識別情報のみを非開示とするだけでは足りないものと判断した。

ウ 判決文の公開状況について

異議申立人は、裁判所ウェブサイトの行政事件裁判例集や国税庁の税務訴訟資料では、個人・法人名を伏せれば大方は開示されていると主張する。

しかしながら、ウェブサイト上の判例データベースや法律雑誌等が掲載している判決文は、それぞれ、独自の判断に基づき、全国各地の裁判所において言い渡される膨大な数の判決等の中から、掲載することが適当と認めるものを選択して掲載しているにすぎず、どのような判決が、どのような態様で掲載されるかは、各掲載機関の方針等に左右される上、その基準は必ずしも明らかではない。

以上のとおり、判決がウェブサイト上の判例データベースや法律雑誌等に掲載され、その争点等が表示されることがあったとしても、それは、あくまでも個別的な事情により公にされているにすぎず、都が、都の保有する公文書として掲載しているものではないのであるから、都の保有公文書として開示できるか否かは、他の機関の公開の態様ではなく、条例を以て判断されなければならない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 1月12日	諮問
平成28年 2月19日	新規概要説明（第140回第三部会）
平成28年 5月27日	審議（第142回第三部会）
平成28年 6月10日	実施機関から理由説明書收受
平成28年 6月28日	異議申立人から意見書收受
平成28年 6月30日	実施機関から説明聴取（第143回第三部会）
平成28年 7月29日	審議（第144回第三部会）
平成28年 9月16日	審議（第145回第三部会）
平成28年10月27日	審議（第146回第三部会）
平成28年11月24日	審議（第147回第三部会）
平成28年12月20日	審議（第148回第三部会）
平成29年 1月27日	審議（第149回第三部会）
平成29年 2月24日	審議（第150回第三部会）

（2）審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件開示請求及び本件対象公文書について

本件異議申立てに係る開示請求は、「東京地方裁判所平成27年〇月〇日判決（平成〇年（〇）第〇〇号：〇〇事件）に係る判決文」（以下「本件開示請求」という。）の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に対し、「東京地方裁判所判決書（口頭弁論終結日平成27年〇月〇日）」（以下「本件対象公文書」という。）を対象公文書として特定し、別表1に掲げる本件非開示情報1から8までを非開示とする一部開示決定を行った。

イ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

条例8条1項は、「開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記載されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して取り除くことができ、かつ、区分して取り除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示部分にかかる情報以外の部分を開示しなければならない。」と規定している。

また、条例 8 条 2 項は、「開示請求に係る公文書に前条第 2 号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

ウ 本件対象公文書の条例 7 条 2 号該当性及び本件非開示情報 1 から 8 までの一部開示の可否について

本件対象公文書は、原告たる個人が東京都を被告として、固定資産税等に関する差押処分の取消しを求めて、提訴した訴訟（以下「本件訴訟」という。）に係る判決書であり、その内容は全体が原告である個人の財産、税額等が相互に関連性を有する条例 7 条 2 号の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものに該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

条例 8 条は、「公文書の一部開示」について定めており、その 2 項において、開示請求に係る公文書に個人情報に記載されている場合の考え方が規定されている。

そこで、審査会は、本件非開示情報 1 から 8 までの条例 8 条に基づく一部開示の可否について、以下検討する。

(ア) 本件非開示情報 1 について

審査会が本件非開示情報 1 を見分したところ、本件非開示情報 1 には、事件番号、判決言渡日、裁判所支部名、裁判官名、書記官名が記載されている。

そこで審査会が、調査・検討したところ、裁判所が保有する司法行政文書については、「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」に基づき開示の申出が認められており、この対象となる裁判に関する情報としては、開廷表や予定表等の文書、データが該当するものと考えられ、当該申出により、何人であっても「事件番号」、「事件名」、「口頭弁論の日時」、「裁判官名」、「裁判種別」、「法廷場所」等の情報が得られることが想定される。

そこで、仮に本件非開示情報 1 を公にすることにより、司法行政文書の開示の

申出によって得られた情報と照合することで、具体的な訴訟事件の特定性は飛躍的に高まるものと解され、その結果、民事訴訟法91条1項に基づき受訴裁判所にある訴訟記録を閲覧することが可能となり、当該訴訟記録に記載されている特定の個人を識別することができることとなると考えられることから、これらの情報については、条例8条に規定する一部開示はできないものと認められる。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が本件非開示情報2を見分したところ、本件非開示情報2には、本件訴訟の原告の所在地、氏名が記載されており、その内容及び性質から条例8条に規定する一部開示はできないものと認められる。

(ウ) 本件非開示情報3について

審査会が本件非開示情報3を見分したところ、本件非開示情報3には、本件訴訟において、固定資産税等の徴収事務についてその不当性及び是正を訴えた原告の主張が記載されている。

本件非開示情報3については、本件対象公文書における原告の所在地、氏名等の特定の個人を識別することができる記述等の部分を除くことにより、本件非開示情報3を公にしても個人の権利利益が害される可能性があるとは認められないことから、条例8条の規定に基づき、当該部分を開示すべきである。

(エ) 本件非開示情報4について

審査会が本件非開示情報4を見分したところ、本件非開示情報4には、本件訴訟の事件名、延滞金の滞納による督促状の発付、税の徴収に関する適用法令、裁判所の判断等の原告の税務状況に関する情報が記載されている。

本件非開示情報4のうち、別表2に掲げる本件非開示妥当部分4は、原告の財産に関する情報、固定資産税等の延滞金、訴訟提起日であり、原告の財産、税額等が一体不可分の情報であると認められ、これらの情報を公にすることにより、一定の関係者等に個人を特定される可能性があるとともに、原告である個人が他者に知られることを忌避する性質のものであると認められ、本件対象公文書における原告の所在地、氏名等の特定の個人を識別することができることとなる記述

等の部分を除いても、個人の権利利益が害される可能性がないとは認められないため、条例8条に規定する一部開示はできないと認められる。

一方、本件非開示情報4のうち、別表2に掲げる本件非開示妥当部分4以外の部分については、本件対象公文書における原告の所在地、氏名等の特定の個人を識別することができる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害される可能性があるとは認められないことから、条例8条の規定に基づき、当該部分を開示すべきである。

(オ) 本件非開示情報5から7までについて

審査会が本件非開示情報5から7までを見分すると、本件非開示情報5には、第三債務者である金融機関名、本件非開示情報6及び7には、「差押債権目録」の原告の税務情報、差押財産内容である金融機関名、口座番号、預金残高、延滞金等に関する情報が記載されている。

本件非開示情報5から7までは、原告の財産、税額等が一体不可分の情報であると認められ、当該情報を公にすることにより、一定の関係者等に個人を特定される可能性があるとともに、これらの情報は原告である個人が他者に知られることを忌避する性質のものであると認められ、本件対象公文書における原告の所在地、氏名等の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いても、個人の権利利益が害される可能性がないとは認められないため、条例8条に規定する一部開示はできないものと認められる。

なお、実施機関は本件非開示情報5及び7については、税務調査により得た情報であり条例7条6号にも該当するとしているが、上記のことから条例7条6号の該当性を判断するまでもない。

(カ) 本件非開示情報8について

審査会が本件非開示情報8を見分すると、本件非開示情報8は、本件訴訟の原告に対して督促状が発付された日等が記載された「督促状発付日等一覧」の年度、期別ごとの本税、督促状発付日、本税納付日、延滞金が記載されている。

本件非開示情報8のうち、別表2に掲げる本件非開示妥当部分8は、一覧表の本税欄及び延滞金欄であり、原告の財産、税額等が一体不可分の情報であると認

められ、当該情報を公にすることにより、一定の関係者等に個人を特定される可能性があるとともに、これらの情報は原告である個人が他者に知られることを忌避する性質のものであると認められ、本件対象公文書における原告の所在地、氏名等の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いても、個人の権利利益が害される可能性がないとは認められないため、条例８条に規定する一部開示はできないものと認められる。

一方、本件非開示情報８のうち、別表２に掲げる本件非開示妥当部分８以外の部分については、本件対象公文書における原告の所在地、氏名等の特定の個人を識別することができる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害される可能性があるとは認められないことから、条例８条の規定に基づき、当該部分を開示すべきである。

よって、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、鴨木 房子、木村 光江、山田 洋

別表 1

本 件 非開示 情 報	非開示部分		非開示理由及び非開示とする根拠規程
1	判決文	事件番号、判決言渡日、 裁判所支部名、裁判官名、 書記官名	訴訟事件を特定し、又は訴訟事件の特定がなされる可能性が高い情報である。公にすることにより特定の個人を識別することができることとなるため (条例 7 条 2 号該当)
2		原告の所在地、氏名	公にすることにより特定の個人を識別することができることとなるため (条例 7 条 2 号該当)
3		原告の主張	訴訟事件を特定し、又は訴訟事件の特定がなされる可能性が高い情報である。公にすることにより特定の個人を識別することができることとなるため (条例 7 条 2 号該当)
4		原告の税務情報 (納税状況が読み取れる 記載等)	特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため (条例 7 条 2 号該当)
5		第三債務者名	東京都が税務調査により取得した情報であり、納税者及び第三債務者しか知りえない情報である。開示することで納税者及び調査先である第三者との信頼関係が損なわれ、今後の調査協力が得られなくなる等、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため (条例 7 条 6 号該当)

6	(別紙1) 差押債権 目録	原告の税務情報 (納税状況が読み取れる 記載等)	特定の個人を識別することはできない が、公にすることにより、なお個人の 権利利益を害するおそれがあるため (条例7条2号該当)
7		差押財産内容	東京都が税務調査により取得した情報 であり、納税者及び第三債務者しか知 りえない情報である。開示することで 納税者及び調査先である第三者との信 頼関係が損なわれ、今後の調査協力が 得られなくなる等、徴収事務の適正な 執行に支障を及ぼすおそれがあるため (条例7条6号該当)
8	(別紙2) 督促状発 付日等一 覧	原告の税務情報 (納税状況が読み取れる 記載等)	特定の個人を識別することはできない が、公にすることにより、なお個人の 権利利益を害するおそれがあるため (条例7条2号該当)

別表 2

本 件 非開示 妥当部分	非開示妥当部分	
1	判決文	事件番号（1頁2行目） 判決言渡日（1頁1行目、正本認証文2行目） 裁判所支部名（14頁22行目、正本認証文3行目） 裁判官名（14頁23行目、15頁） 書記官名（正本認証文4行目） （条例7条2号該当）
2		原告の所在地（1頁5行目） 原告氏名（1頁6行目） （条例7条2号該当）
4		原告の財産に関する情報（4頁17行目） 固定資産税等の延滞金（2頁3行目、5頁2行目から3行目まで、10頁11行目、14頁14行目） 訴訟提起日（5頁22行目） （条例7条2号該当）
5		第三債務者名（5頁14行目、10頁9行目から10行目まで） （条例7条6号該当）
6	（別紙1） 差押債権	原告の税務情報（原告の納税状況が読み取れる記載等） （条例7条2号該当）
7	目録	差押財産内容（条例7条6号該当）
8	（別紙2） 督促状発 付日等一 覧	一覧表中の本税欄、延滞金欄（条例7条2号該当）